

# ご説明資料

国土交通省

## 調査概要

### ○ 調査内容

建設業者の建設工事受注動向及び公共機関・民間等からの受注工事の詳細を把握

### ○ 調査時期

毎月

### ○ 調査対象

- ・甲調査:建設工事施工統計調査において完工高が1億円以上の業者から抽出した約12,000業者
- ・乙調査:大手49業者(甲調査の対象にも含まれる)

### ○ 調査方法:郵送・オンライン

(調査経路)

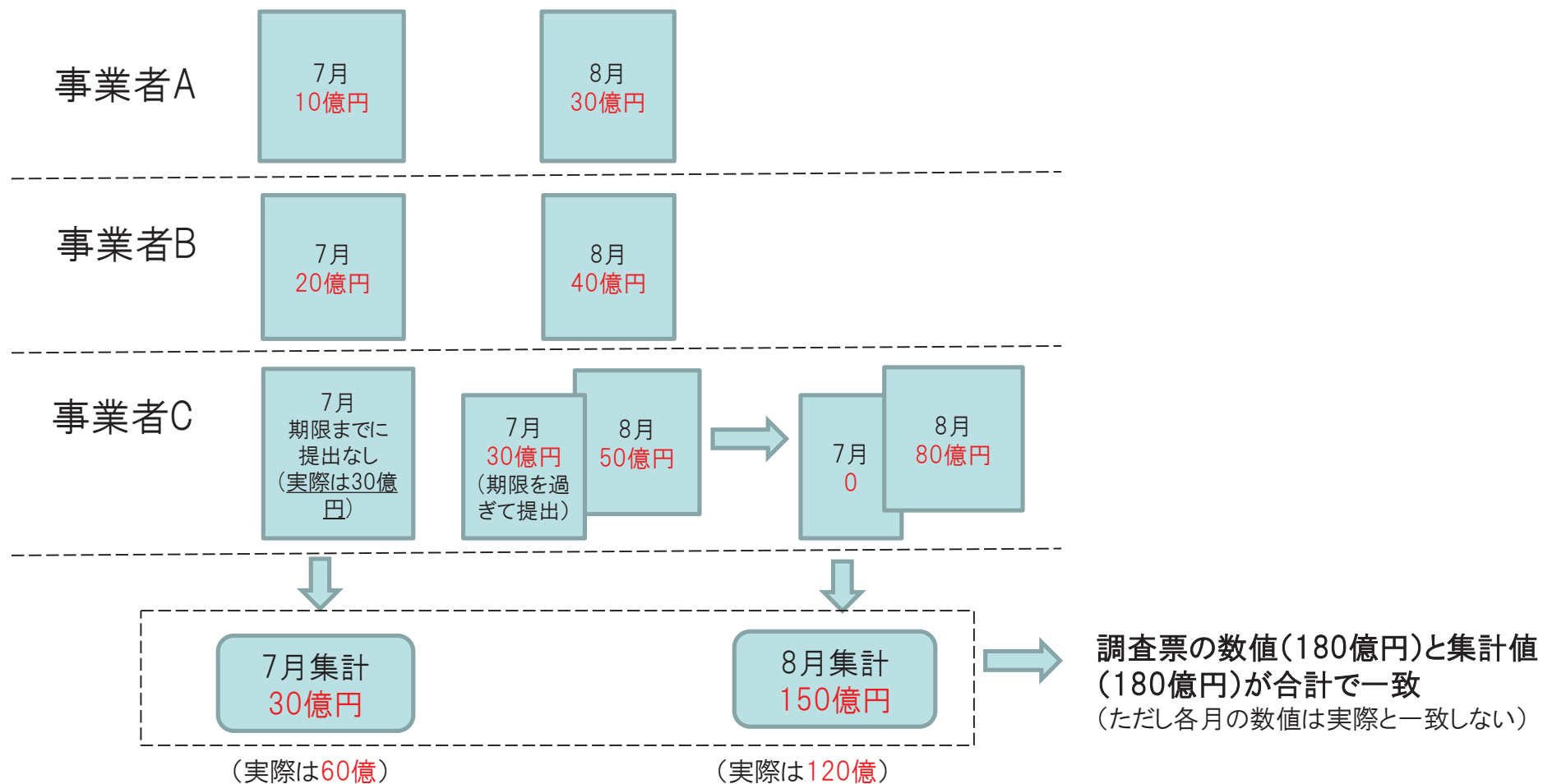
- ・甲調査:国土交通省—都道府県(一調査員)—報告者
- ・乙調査:国土交通省—報告者

# 建設工事受注動態統計調査に係る経緯

H12	建設工事受注動態統計調査開始
(開始時期不明)	「期限後提出調査票」(期限を過ぎて提出された調査票のこと)の翌月以降における合算(書き換え)を行う集計を開始
H22.1	「期限後提出調査票」の推計方法の変更(一定の受注があったと推定し、他事業者の平均を計上)について、省内の検討会を設置(→ H22.3に結論)
H25.4～	H22.3の結論に基づき、「期限後提出調査票」の推計方法を変更 → この変更により、一部の受注実績が重複して計上
R1.11	会計検査院より事務レベルで、「期限後提出調査票」の合算についての指摘を受ける
R2.1	都道府県に対し、期限を過ぎて提出された調査票は合算せず、そのまま国に提出するよう指示
R2.1～	各月分について、新たに改善した方法による集計と従前の方法による集計の両方を公表
R3.4～	「期限後提出調査票」について、 <u>翌月以降の合算を中止</u>
R3.9	会計検査院による国会への検査結果報告 → 「期限後提出調査票」への指摘

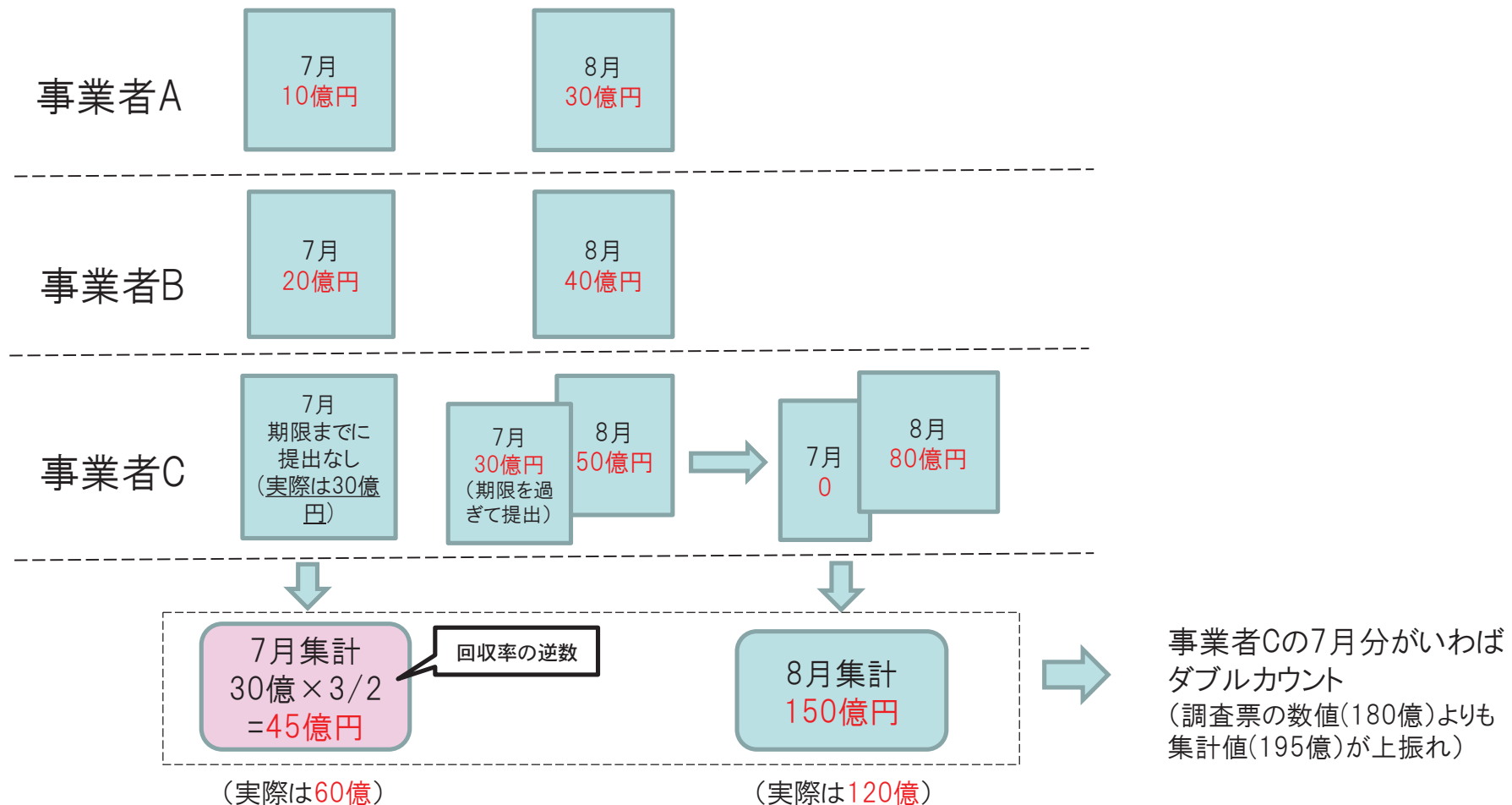
# 建設工事受注動態統計の集計方法【～H25.3】

- 提出期限後に提出された調査票に記載された受注実績について、かつて受注が行われた月ではなく、提出を受けた月の受注実績として取扱い



# 建設工事受注動態統計の集計方法【H25.4～】

- 実態を踏まえ、調査票が提出されなかった事業者も一定の受注があったと考える(=回収率の逆数をかける)集計方法に変更
- その一方で、期限を過ぎて提出された調査票の数値を提出月に合算する運用を続けたことにより、一部の受注実績が重複して計上



# 建設工事受注動態統計の集計方法【R2.1～】

- 期限を過ぎて提出された数値はカウントせず、数字を計上。

